



が限定的になることから、全員の受給者証について再発行を行いますので、引き続き対象となっている方のみ請求してください。誤って対象外の方について加算の請求を行うと、加算部分のみではなく本体部分も含めて返戻となります。

(2) 補足給付（施設入所者）の算定基準額変更に伴う受給者証の再発行について

補足給付（施設入所者）の算定基準額が変更となることに伴い、補足給付の金額が変更となる方について、4月1日から金額を変更して受給者証を再発行します。

(参考) 基準費用額 54,000 円 → 55,500 円

3. 再発行の時期

令和6年4月22日（月）までに順次発送予定

4. その他

- ・受給者証は利用者の方へ送ります。利用者の方から提示いただいて、確認してください。
- ・受給者証の記載内容に変更のない方には再発行は行いません。
- ・受給者証の記載と制度上の加算名称に違いがあることから、どの加算に該当している対象者なのか分かりにくいといったお声をいただいています。このようなお声を踏まえて、対照表を作成して神戸市ホームページ上へ公開しておりますので、必要に応じてご参照ください。

<神戸市ホームページ>

ホーム > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 >

指定申請・請求、指導監査（障害福祉） > 請求手続き（障害福祉サービス）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/index.html>

福祉局障害者支援課

TEL：(078)322-5230

FAX：(078)322-6065